

平成26年10月6日  
茨城県筑西市

筑西市インフレスライド条項運用マニュアルに関する Q & A

Q1 適用対象工事であることを確認する時期を「賃金水準の変更がなされた時」として  
いるが、当該建設工事の入札前後に賃金水準の変更がなされた場合はどのように考えれ  
ばよいか。

A 当該建設工事の契約日以降における賃金水準の変更を有効として取り扱う。

Q2 材料調達状況を把握する際、工事の進捗確認に資する施工計画書の工程表に変更が  
あった場合はどのように取り扱うのか。

A 工程表は施工計画書に添付されたものを基本とするが、施工期間中、協議により変更  
した場合はその工程表を採用する。